

経済安全保障時代の輸出管理

「『安全保障貿易管理』早わかりガイド」公表に寄せて

2024年3月7日

森・濱田松本法律事務所

弁護士 宮岡 邦生

kunio.miyaoka@mhm-global.com

輸出管理とは

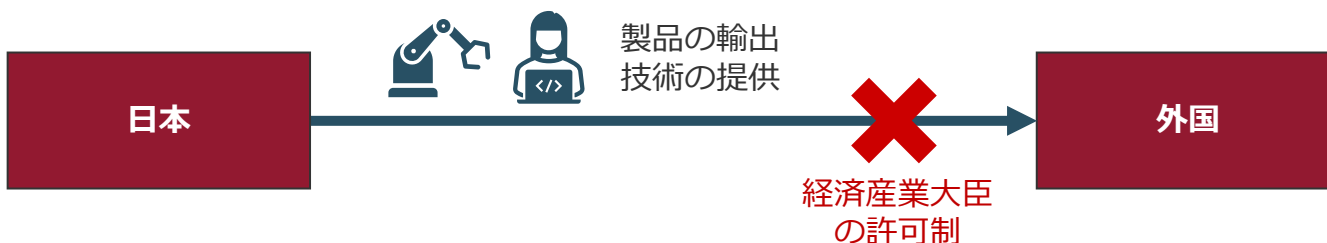
- **輸出管理（安全保障貿易管理）**とは、我が国や国際社会の平和・安全の維持のため、武器及び軍事転用が可能な貨物・技術（**デュアルユース品目**）の**輸出等**を政府の許可制等とすることにより、懸念国への流出や懸念用途への使用を防ぐための仕組みをいう。
- 主要国の輸出管理では、**貨物の輸出と技術の提供**をセットで規制。



- デュアルユース品目の例：
 - ✓ 工作機械
 - ✓ 炭素繊維
 - ✓ 暗号装置／暗号ソフト
 - ✓ 先端的な半導体製造装置 etc.

日本企業が注意すべき場面

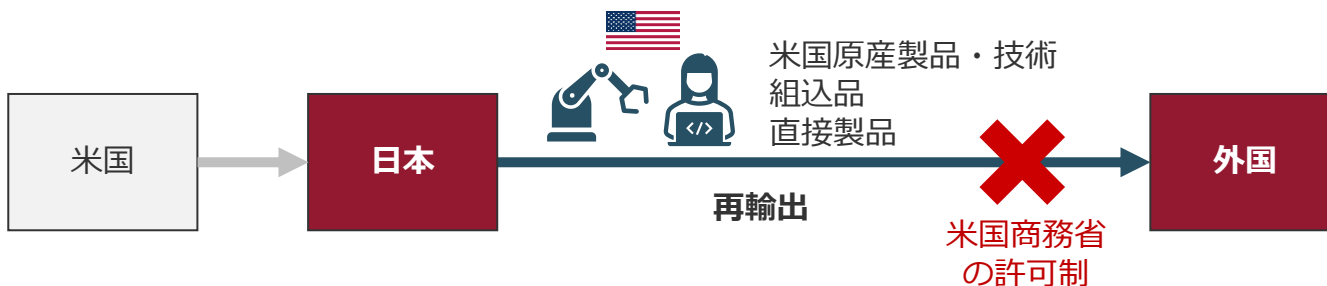
- 外国への製品輸出や技術提供が制約される可能性【外為法】



- 日本国内での技術提供（みなし輸出）が制約される可能性【外為法】



- 米国原産品等を扱う場合は**米国輸出管理規則（EAR）**も遵守する必要がある



輸出管理コンプライアンスの重要性

- 輸出管理に関する法令違反には**刑事罰・行政制裁**等の厳しい罰則が科されるほか、企業の**レピュテーション**等にも致命的なダメージが生じうる。
- 「知らなかった」では済まされない。しかし、違反原因の半分以上を**法令に関する知識不足**や**輸出管理体制の不備**が占めるのも事実。

輸出管理に関するリスク

刑事罰

行政制裁

機微技術の流出
軍事転用

社会的制裁

輸出管理と経済安全保障

- 輸出管理は、武器の拡散防止等（**狭義の安全保障**）のためのツールと捉えられてきた。
- しかし近時は、**先端技術分野における優位性確保**といった「**経済安全保障的**」性格も強まっている。

伝統的な輸出管理

- 武器の拡散／デュアルユース品目の軍事転用の防止
- ワッセナーアレンジメント等の**国際輸出管理レジーム**に基づく多国間協調（横並びの規制）



近時の輸出管理

- 重要技術の保全／**技術的優位性**の確保
- **個別国・有志国**が戦略的に重要な品目を独自に輸出管理の対象に（レジームへの**上乘せ規制**）

中国への半導体輸出規制、米国が拡大 先端技術を広範に（日本経済新聞2022年10月8日）

バイデン米政権は7日、半導体の先端技術をめぐり、中国への輸出規制を拡大する新しい措置を発表した。米国企業が人工知能（AI）やスーパーコンピューター向けの先端技術を中国向けに開発・輸出する場合、事実上の許可制とする。一部企業への輸出管理にとどまっていた措置を広範に広げる。米中のハイテク分野を巡る覇権争いの一環だ。

輸出管理をめぐる状況の変化

輸出管理をめぐる流れは急速に広く、速く、そして深くなっている

■ 安全保障から「経済」安全保障へ（**広く**）

- ✓ 技術流出の懸念への対応／技術的優位性の確保といった経済安全保障的な観点も踏まえ、輸出管理の影響を受ける主体が増加

■ 「静」から「動」へ（**速く**）

- ✓ 米中対立等も背景に、規制環境が急速に変化
- ✓ 新たな規制・制度が次々に打ち出されており、時代の先を読む対応が必要

■ 規制内容の複雑化（**深く**）

- ✓ 半導体・AI等を中心に、規制内容が複雑化・専門化・広汎化
- ✓ サプライチェーン管理、知財、労働、投資といった隣接分野との連携や、日米中等、主要国の法制度を横断的に見据えた対応が重要

「安全保障貿易管理」早わかりガイド



- 日本貿易振興機構（JETRO）作成（作成委託先：森・濱田松本法律事務所）
- 輸出管理規制の概要と企業の対応について、フローチャート形式で分かりやすく解説
- 日本法（外為法）に加え、米国輸出管理規則（EAR）の対応も横断的に解説
- 安全保障貿易情報センター（CISTEC）が作成協力

自己紹介



宮岡 邦生

Kunio Miyaoaka

弁護士 (2008年登録)

NY州弁護士 (2014年登録)



TEL: 03-6266-8738

kunio.miyaoaka@mhm-global.com

森・濱田松本法律事務所パートナー／国際通商・経済安全保障プラクティスグループ責任者。国際通商/経済安保のほか、訴訟/紛争解決、危機管理等を専門とする。

■ 主要な取扱分野

1. 通商法/経済安全保障

- ・経済産業省通商政策局任期付職員、世界貿易機関 (WTO) 上級委員会法務官を歴任。
- ・WTO協定、FTA・EPA、アンチダンピング、輸出管理、投資管理、経済制裁、経済安保推進法対応、ビジネスと人権、環境・脱炭素などを幅広く扱う。

2. 訴訟・紛争解決

- ・国内訴訟・国際商事仲裁・国家間紛争解決などフォーラムを問わず、複雑・難解な事件を多く扱う。

3. 規制対応・危機管理

- ・メーカーの品質偽装問題をはじめ、危機管理・規制対応案件に数多く従事。
- ・米国DOJ、BIS、NHTSA等海外当局対応の経験も豊富。

■ 経歴

- 2004年 東京大学工学部卒業
- 2007年 東京大学法科大学院卒業
- 2009年 森・濱田松本法律事務所 入所
- 2013年 コロンビア大学ロースクール (LL.M.)
- 2014年 シンガポール国際仲裁センター (SIAC)
- 2014年 経済産業省 通商政策局 (～2016年)
- 2017年 WTO上級委員会事務局 法務官 (～2020年)

■ 著作・論文

- ・「半導体をめぐる主要国の規制と産業支援の最新動向」(ビジネス法務2024年3月号)
- ・「経済安全保障に関する2022年までの動向と2023年以降の展望(上)(下)」(NBL 2023年)
- ・「ウクライナ情勢を巡る日本の対ロシア・ベラルーシ経済制裁の全体像」(MHM NL 2022年9月)
- ・「ウイグル強制労働防止法の施行に関する最新動向(1)(2)」(MHM NL 2022年6月)
- ・「通商法の『最高裁』での3年間～国際法分野で法の支配を実現する醍醐味～」(自由と正義、2021年)

その他、著書・論文多数

■ 受賞歴等

- ・Chambers Asia-Pacific 2023 国際通商法分野で日本を代表する弁護士としてLeading Individualに選出
- ・2022年日経新聞「企業法務税務・弁護士調査 弁護士ランキング」の国際通商法分野でランクイン